

アドホックな外部専門家委員会の活用

環境社会配慮レビューの透明性を高めるための、常設の審査諮問機関の提案は、改定 G L 案には採用されませんでした。審査諮問機関の設置は次の見直し時の課題として頂きたい。しかし、この議論の過程で、現行 G L によって可能な、アドホックな外部専門家委員会の活用で対応できるということでしたので、その積極的な運用を願いたい。

【必要な修正】

そこで、改定 G L 案は若干の修正が必要と思われます。現行 G L の規定では、J B I C 自体がアドホックに外部専門家からなる委員会を設置する根拠は明確には示されていません。これは「3. 環境社会配慮にかかる基本的考え方」に記載されるべきもので、改定 G L 案と現行 G L の新旧対応表の 5 頁、6 つ目のパラグラフが、これに対応すると思われます。

「本行は、必要に応じ外部専門家等の意見を求め、活用する。」

これでも、パブコメ時に議論された、アドホックな委員会で対応できるという趣旨に合わなくはありませんが、第 2 部の「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」の記述の方が明確です。すなわち、新旧対応表の 11 頁中ほどの以下の記述です。

- 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論の多いプロジェクトについては、アカウンタビリティを向上させるため、必要に応じ、専門家等からなる委員会を設置し、その意見を求める。

この趣旨に沿って、上述の「環境社会配慮にかかる基本的考え方」の部分は、常設の機関の代わりとして、アドホックな委員会を設置できるよう、以下のようにして頂きたい。

「本行は、必要に応じ外部専門家等からなる委員会を設置し、その意見を求める。」

【運用上の対応】

その上で、運用段階での工夫として、以下の 3 点が必要です。

- (1) 外部専門家等による委員会設置の判断には、関連省庁や学会、G L 担当審査役等の外部意見を反映させる。
- (2) 委員会のメンバー選定には、関連学会等の協力を得る。
- (3) 会議は原則公開とし、議事録を公開する。

特段の必要がある場合にはインカメラ処理を行う。これについては、議事録の公開時などに説明責任を果たす。

原科幸彦（東京工業大学教授、IAIA 会長）